

健康保険の給付制限について

健康保険の給付は、仕事中のけが、第三者による被害など理由・原因によっては制限される場合があります。

すべての医療に健康保険が使えるわけではない

皆さんが加入している「健康保険」は、病気やけがの治療を受ける際に適応されますが、たとえば美容整形や近眼の手術は病気の治療ではないため、健康保険の給付対象とは認められません。このため、費用が全額自己負担となります。

下の囲みのような場合は、給付が受けられなかったり、給付の一部が制限される場合があります。そのほか、結核、精神病、感染症などでは健康保険でなく公費負担が優先される場合もあります。

労働者に給付を行う「労働者災害補償保険」

また、業務上や通勤途上の原因による病気やけがの治療については、健康保険ではなく「労働者災害補償保険（労災保険）」の対象となります。労働基準監督署から労災と認定されると、自己負担なしで医療を受けられます（通勤災害については、初診時のみ200円を自己負担）。

ただし、平成25年10月から、労災保険が認定されない場合、いずれの給付も受けられない

い事態を生じさせないために、健康保険が給付されることになりました。

皆さんの健康のために給付される保険として

もちろん、ふだん生活をしている中でかかった病気やけがへの医療は、健康保険の給付対象です。自己負担割合は3割（小学校入学前は2割、70歳以上は所得により2割または3割負担）、残りは健康保険組合が支払います。

健康保険の給付を受けるには、医療機関の窓口にて、健康保険証を提示（70歳以上の人は高齢受給者証も提示）します。また、医師から受け取った処方せんを薬局へ提出する際に、保険証も提示すれば、薬代にも医療費と同じ割合の給付を健康保険から受けることができます。



注意!

こんなときは健康保険での治療はできません

労災保険で補償されるもの

- 業務上・通勤上の病気、けが



介護保険のサービスを受けられるとき

- 介護型療養病床などに入院
ただし、急性期や別の病気になったときは健康保険で治療を受けられるなど、調整される。



病気・けがとはいえないもの

- 美容整形や近眼の手術
- 正常な妊娠・出産
- 健康診断
- 予防接種 など



その他、給付が制限される時

- けんか、酔っぱらい、故意の犯罪や事故によるけが
- 医師の診断や健康保険組合の指示に従わなかったとき など

